***堺市土砂埋め立て等の規制に関する条例\_除外規定について***

**＊以下の内容に該当する場合、許可対象外になる可能性があります。**

法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂埋立て等であって規則で定めるもの（条例第９条）⇒**(7)以外は手続き不要**

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂埋立て等

(2) 採石法（昭和２５年法律第２９１号）第３３条又は砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）第１６条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂埋立て等

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条第１項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第１５条第１項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等

(4) 土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第２２条第１項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等

(5) 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂埋立て等であって規則で定めるもの

(6) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂埋立て等

(7) 軽易なものとして規則で定める土砂埋立て等

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂埋立て等

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（土砂埋立て等の許可を要しない公共的団体等）(条例第９条１項関連)⇒**手続き不要**

(1) 土地改良区

　(2) 土地改良区連合

　(3) 土地区画整理組合

　(4) 地方住宅供給公社

　(5) 市街地再開発組合

　(6) 地方道路公社

　(7) 日本下水道事業団

　(8) 土地開発公社

　(9) 住宅街区整備組合

　(10) 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人

(11) 国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人

(12) 国立大学法人法第２条第３項に規定する大学共同利用機関法人

(13) 地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

　(14) 西日本高速道路株式会社

　(15) 阪神高速道路株式会社

　(16) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している法人であって、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として市長が公示して定めるもの

（許可を要しない法令等による処分による土砂埋立て等）（条例第９条第５項関連）

⇒**手続き不要**

(1) 港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第３７条第１項（第２号を除く。）の許可

　 (2) 宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第８条第１項の許可

(3) 道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２４条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第９１条第１項の許可

(4) 土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第４条第１項の認可又は同法第７６条第１項の許可

　 (5) 都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第５条第１項（同法第３３条第４項において準用する場合を含む。）又は第６条第１項（同法第３３条第４項において準用する場合を含む。）の許可

　 (6) 下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１６条（同法第２５条の１８及び第３１条において準用する場合を含む。）の承認

　 (7) 河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２０条の承認又は同法第２４条、第２６条第１項若しくは第２７条第１項の許可

　 (8) 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項又は第２項の許可

　(9) 都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）第７条の９第１項若しくは第５０条の２第１項の認可又は同法第６６条第１項の許可

　(10)大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和５０年法律第６７号）第７条第１項、第２６条第１項若しくは第６７条第１項の許可又は同法第３３条第１項の認可

　　(11)鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第８条第１項又は同法第９条第１項の認可

(12)大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成２６年大阪府条例第１７７号)第７条の許可又は同条例第１２条第１項に規定する変更許可

　（許可を要しない土砂埋立て等）（条例第９条第７項関連）⇒**要届出**

(1) コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土砂埋立て等

　　(2) 運動場、駐車場、農地その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等（次項第１号に掲げるものを除く。）

　　(3) 埋立て等区域外への搬出を目的として行われる土砂埋立て等（以下「一時堆積」という。）

（許可を要しない土砂埋立て等）（条例第９条第８項関連）⇒**手続き不要**

(1) 運動場、駐車場、農地その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等（市長が公示して定めるものに限る。）

　(2) 運動場、広場その他の場所において、催しを実施することを目的として行う土砂埋立て等（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の３０日前までに市長に提出したものに基づき行われるものに限る。）

　　　ア　催しの名称、概要、主催者名、受託事業者名、実施場所及び実施期間

　　　イ　土砂埋立て等の計画

　(3) 土砂を発生させる者が工事区域外に搬出した土砂を当該工事区域内に埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該搬出の開始の日の３０日前までに市長に提出したものに基づき行われるものに限る。）

　　　ア　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

　　　イ　土砂搬出及び埋戻しの計画

　(4) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等

　(5) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物の敷地において、建築物を撤去した後に当該建築物の跡地を埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等

　(6) 前号の敷地において、建築物の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点（切土の場合にあっては、最も高い地点）と土砂埋立て等によって生ずる地盤面の最も高い地点（切土の場合にあっては、最も低い地点）との垂直距離をいう。以下同じ。）が１メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の３０日前までに市長に提出したものに基づき行われるものに限る。）

　 　ア　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

　 　イ　土砂埋立て等の計画

　(7) 建築基準法第６条第１項の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う土砂埋立て等であって、建築面積（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第２条第１項第２号に規定する建築面積をいう。）を当該土地に適用される建蔽率（建築基準法第５３条第１項に規定する建蔽率をいう。）で除した面積を超えないもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の３０日前までに市長に提出したものに基づき行われるものに限る。）

　　 ア　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

　　 イ　土砂埋立て等の計画

　(8) 道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第１項に規定する道路運送車両が安全かつ円滑に走行し、及び駐車することができる土地を造成することを目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（同法第２条第６項に規定する道路（以下単に「道路」という。）に接続するために行う５００平方メートル未満の埋立て等区域に係るものは除く。）が１メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の３０日前までに市長に提出したものに基づき行われるものに限る。）

　　 ア　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

　 　イ　土砂埋立て等の計画

　(9) 道路において、地下埋設管の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等

　(10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第６項の規定により許可を受けた者が当該許可に係る同条第１０項第１号の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和５２年政令第２５号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場（同法第１５条第１項の規定により許可を受けたものを除く。）に限る。）において行う土砂埋立て等

　(11) 土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第６条第１項若しくは第１１条第１項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成６年大阪府条例第６号）第８１条の８第１項若しくは第８１条の１２第１項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等

　(12) 都市計画法施行令（昭和４４年政令第１５８号）第２１条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為として行う土砂埋立て等

　(13) 大阪府自然環境保全条例（昭和４８年大阪府条例第２号）第３３条の規定による緑化（同条例第３４条第１項の緑化計画書を届け出て行うものに限る。）を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さが１メートル未満であるもの

　(14) 堺市開発行為等の手続に関する条例（平成１５年条例第２２号）第２条第１号に規定する開発行為等として行う土砂埋立て等

　(15) 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等